



課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等			第一審			控訴審			上告審														
局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果			
東京	所得税		国(芝税務署長、京橋税務署長)	完結	・相手側(原告個人)は、本件各年(各月)において、所得税法2条1項3号に規定する居住者に該当するかな否か。	25~27 25/6~ 27/12	2	高梨訟務官 山崎実査官	東京地方3		R1.8.5	R5.4.12	一部敗訴													
東京	所得税		国(旭税務署長事務承継者神田税務署長)	完結	(1) 相手側が主張する立替経費は、本件各年分の必要経費と認められるか。 (2) 本件調査において本件調査結果説明が行われず更正処分がされたことは、国税通則法が規定する調査手続に反するか。	24~26	2	高梨主任訟務官 津島実査官	大阪地方2		R1.9.26	R4.11.30	棄却	大阪高等14	R4.12.9			相手側	R5.8.31	棄却						
東京	相続税		国(目黒税務署長)	未確定	本件各土地のうち相手側が代表取締役を務める法人を使用者とする部分の時価	26	1	八重樫訟務官 村上実査官	東京地方2		R1.9.30	R5.1.26	棄却	東京高等11	R5.2.14			相手側	R5.12.13	棄却						
名古屋	法人税		国(沼津税務署長)	係属	本件賃賃料は、原告の収入として益金の額に算入すべきか否か。 本件金員は、法人税法37条7項に規定する「寄附金の額」に該当するか否か。	25/12~ 28/12	1	服部訟務官 鈴木主査	静岡地方2		R1.10.1	R5.9.21	棄却	東京高等21	R5.10.4			相手側								
大阪	法人税		国(東山税務署長)	係属	特別民法法人から一般財団法人への移行時に有する資産等の価額価額は、原告会社が決算修正により計上した有価証券の評価替え及び減価償却資産の帳簿価額の減額をする前の金額か、評価替え及び減額した後の金額のいずれの金額か。	24/3~ 30/3	1	福田訟務官 菊地実査官 船口実査官	東京地方38		R1.10.15	R5.2.17	全部敗訴	東京高等21	R5.3.3			国側								
東京	法人税		国(京橋税務署長)	完結	・原告らがした各更正の請求は、国税通則法23条1項1号に規定する更正の請求ができる場合に該当するか否か。具体的には、原告らが費用として計上した各飲食等代金の額は、原告らの業務に関連した費用の額であるか否か。 (消費税)	26/6~ 28/6	1	岡村訟務官 今村実査官	東京地方3		R1.12.2	R5.5.12	一部敗訴													
東京	法人税		国(京橋税務署長)	完結	・原告らがした各更正の請求は、国税通則法23条1項1号に規定する更正の請求ができる場合に該当するか否か。具体的には、原告らが費用として計上した各飲食等代金の額は、原告らの業務に関連した費用の額であるか否か。 (消費税)	26/10~ 28/10	1	岡村訟務官 今村実査官	東京地方3		R1.12.2	R5.5.12	一部敗訴													
東京	所得税		国(杉並税務署長)	係属	・相手側に対する更正処分に係る通知書の理由付記に不備があるか否か。 ・相手側は債務免除を受けたか否か。 ・相手側が債務免除を受けたと認められる場合、債務免除益の価額は、一時所得に係る総収入金額に算入すべきか否か。 ・債務免除益の価額を一時所得に係る総収入金額に算入する場合、銀行との和解に至るまでに要した訴訟費用及び弁護士費用の合計額は、所得税法34条2項に規定する「その収入を得るために支出した金額」に該当するか否か。	28	1	原木訟務官 木村専門官	東京地方51			R1.12.4	R5.3.14	一部敗訴	東京高等16	国側 R5.3.28 相手側 R5.3.29			双方							
関信	所得税		国(所沢税務署長)	完結	・原告が行った各修正申告について、錯誤による無効が認められるか否か (消費税)	21~27	2	増村訟務官 小谷野専門官 山崎実査官	東京地方38		R1.12.5	R4.9.9	却下棄却	東京高等9	R4.9.21			相手側	R5.4.19	棄却						
関信	所得税		国(水戸税務署長)	完結	不当利得返還請求、仮執行宣言申立てあり。 原告が行った2回の修正申告は、いずれも無効であるか否か。 (本人訴訟)	26	1	近間訟務官 小谷野専門官 齋藤実査官	水戸地方2		R1.12.26	R4.5.26	棄却	東京高等23	R4.6.10			相手側	R5.1.18	棄却	最高二小	R5.2.1		相手側	R5.7.7	棄却
東京	法人税		国(麹町税務署)	完結	・本件に係る税務調査に課税処分を取り消すべき違法があるか否か。 ・相手側のシンガポール関係会社の株式を間接保有する個人が特殊関係非居住者に該当するか否か。 ・相手側のシンガポール関係会社について、措置法66条の6第3項の適用があるか否か。具体的には、当該関係会社の主たる業務は「水運業」であるか又は「卸売業」であるか。	26/1~ 29/1	1	平山訟務官 浅野実査官	東京地方2			R2.1.31	R5.3.16	棄却												
広島	相続税		国(岡山東税務署長)	未確定	相続により取得した農地について、評価通達の定める評価方法によらないことが相当と認められる特別な事情があるか否か。 原告の税務調査において、調査担当者による不法行為があったか否か 請求金額33万円、仮執行宣言請求あり	26	2	高橋訟務官 赤代専門官 井上実査官	岡山地方2		R2.2.19	R5.10.11	棄却	広島高等岡山支部	R5.10.16			相手側								



課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報				争点等		第一審				控訴審				上告審													
局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果				
関信	消費税	国(川口税務署長)	完結	住宅の貸付けに係る賃貸料収入が発生する販売用建物の購入は、消費税法30条2項(仕入れに係る消費税額の控除)の適用に当たり、「課税資産の譲渡等」のみ要するもの」又は「課税資産の譲渡等その他の資産の譲渡等」に共通して要するもの」のいずれに該当するか。	26.2 ~ 30.2	3	須藤訟務官 宮坂専門官 岡崎実査官	東京地方3			R2.10.7	R4.10.26	棄却	東京高等20		R4.11.8		相手側	R5.3.31					取下げ			
大阪	所得税	国(宇治税務署長事務承継者伏見税務署長)	係属	・ 本件配当所得は所得税法9条1項16号の規定により非課税となるか否か ・ 譲渡をした資産が複数ある場合における租税特別措置法39条8項で定める「譲渡をした資産ごとに計算する」方法とは、具体的にどのような資産ごとに行う計算方法か ・ 平成29年分更正処分における措置法39条1項の計算に係る理由付記に不備があるか否か ・ 相続人間で遺産分割を了していない相続財産を財産債務調書に記載する必要があるか否か	28 29	1	梶本訟務官 市原実査官	大阪地方2			R2.10.12	R3.11.26	棄却	大阪高等11		R3.12.6		相手側									
名古屋	贈与税	国(沼津税務署長)	係属	本件各金員は、本件関係人が原告に対して贈与したものと否か。 本件関係人は、相続税法21条の3第1項2号に規定する「扶養義務者」に該当するか否か。	24~29	2	三島訟務官 長谷川専門官 星野実査官	静岡地方2			R2.10.15																
大阪	法人税	国(東山税務署長)	係属	本件役員給与には、不相当に高額な部分として損金算入されない金額(法人税法第34条第2項)があるか	25/9~ 28/9 28/12	2	福田訟務官 井上実査官	東京地方2			R2.11.30	R5.3.23	棄却	東京高等24		R5.4.4		相手側									
広島	所得税	国(岡山東税務署長)	完結	原告の本件年分の所得金額の計算上、連帯保証債務により差し押さえられた給与の額を総収入金額から差し引くべきか否か(本人訴訟)	29	1	水田主任訟務官 村岡訟務官 和久里専門官 高橋実査官	岡山地方2			R2.12.19	R4.2.9	棄却	広島高等岡山支部		R4.3.1		相手側	R4.12.22		棄却	最高一小	R5.1.9		相手側	R5.5.10	棄却
東京	所得税	国(渋谷税務署長)	係属	(1) 相手側が行った外国通貨から他の外国通貨への交換及び外国通貨による有価証券の購入から生じた為替差損益は、相手側の所得として認識されるか。 (2) 相手側が上記の為替差損益を所得として申告しなかったことにつき、通則法65条4項に規定する「正当な理由」があるか否か。 (3) 本件各更正処分等の理由の提示に不備があるか否か。	26.27	2	大坪訟務官 森西実査官	東京地方3			R2.12.25	R4.8.31	棄却	東京高等20		R4.9.26		相手側	R5.5.24		棄却	東京高等20	R5.6.16		相手側		
熊本	国賠	国	完結	被告に違法な立法行為及び不作為があったとして、被告は国家賠償請求権及び不当利得返還請求権に基づく賠償責任を負うか。 請求金額 4億7284万6980円 仮執行宣言 無	26.4~ 02.3	1	福田訟務官 鈴木実査官	東京地方23			R2.12.28	R4.4.12	棄却	東京高等19		R4.4.25		相手側	R4.11.29		棄却	最高二小	R4.12.9		相手側	R5.5.19	棄却
東京	所得税	国(京橋税務署長)	完結	国際司法裁判所に勤務したことにより相手側が受給する退職年金は、非課税所得に該当するか否か。	26~30	1	落合訟務官 平戸専門官	東京地方51			R2.12.29	R5.3.16	棄却														
東京	所得税	国(小石川税務署長)	完結	外国子会社合算税制における租税特別措置法施行令第25条の21第2項2号イ規定の「請求権に基づき受け取ることができる剰余金の配当等の額がその総額のうちに占める割合」の意義について	28~30	2	笹田訟務官 峯川主査	東京地方38			R3.1.20	R5.3.14	棄却														
仙台	相続税	国(仙台北税務署長)	係属	評価通達6項により同族会社の株式を評価したことが適法か否か。	26	1	倉成主任訟務官 普通訟務官 尾崎実査官	東京地方51			R3.1.26																
関信	消費税	国(新潟税務署長)	完結	住宅の貸付けに係る賃貸料収入が発生する販売用建物の購入は、消費税法30条2項(仕入れに係る消費税額の控除)の適用に当たり、「課税資産の譲渡等」のみ要するもの」又は「課税資産の譲渡等その他の資産の譲渡等」に共通して要するもの」のいずれに該当するか。	27.3 ~ 30.3	1	須藤訟務官 角木専門官 鈴木実査官	東京地方38			R3.2.16	R5.8.29	棄却														
関信	消費税	国(桐生税務署長)	係属	原告の行った土地建物の一括譲渡に係る建物部分の課税標準額の算出は、消費税法施行令第45条3項に規定する「合理的に区分されていないとき」に該当するか否か。	28/3 ~ 31/3	3	加藤訟務官 角木専門官 齋藤実査官	東京地方51			R3.3.29	R5.5.25	棄却	東京高等24		R5.6.8		相手側									
東京	所得税	国(目黒税務署長)	係属	(1) 原告が発行会社から与えられた株式を取得する権利(本件権利)の付与は、所得税法施行令第84条5号に規定する「株式と引換えに払い込むべき額が有利な金額である場合(有利な金額で株式を取得する場合)」に該当するか否か。 (2) 仮に本件権利の付与が有利な金額で株式を取得する場合に該当する場合、本件権利の行使による経済的利益の金額は幾らか(当該経済的利益の金額を計算する際の株式の価格(株式の時価)は幾らか。)	25	2	八重樫訟務官 潮専門官	東京地方3			R3.4.5	R4.12.21	棄却	東京高等5		R5.1.3		相手側	R5.8.2		棄却	最高一小	R5.8.15		相手側		

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報				争点等			第一審				控訴審				上告審											
局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果			
高松	消費税		国(丸亀税務署長)	完結	本人訴訟 原告が行った営農型太陽光発電設備2件の設計、設置及びそれに付随する業務の契約に係る課税仕入れの時期はいつか。	31/3	1	宇野訟務官 陶山専門官	高松地方		R3.4.6	R4.6.9	棄却	高松高等2		R4.6.20	相手側	R4.12.15	棄却	最高一小		R4.12.27	相手側	R5.5.10	不受理	
東京	法人税		国(神田税務署長)	係属	本件における各更正請求は、国税通則法23条第1項第1号に規定する更正の請求ができる場合に該当するか。(消費税)	26/7 ~ 30/7	1	小崎訟務官 阿部実査官	東京地方51		R3.4.14	R5.2.21	棄却	東京高等7		R5.3.6	相手側									
仙台	法人税		国(仙台北税務署長事務承継者仙台中税務署長)	未確定	消費税 外注費の過大計上、横領損失計上漏れ及び損害賠償請求権計上漏れに対する更正処分及び重加算税賦課の適否	24/9~ 29/9	1	音道訟務官 秋山実査官 尾崎実査官	仙台地方2		R3.4.19	R5.12.25	一部敗訴													
東京	法人税		国(新宿税務署長)	係属	処分後行政が残余利益分割法によって算定した独立企業間価値による更正処分は適法か否か。	24/3 ~ 26/3	3	木下訟務官 海老澤主査	東京地方51		R3.4.28															
東京	法人税		国(東京上野税務署長)	係属	法人税法81条の9第2項の規定に基づき、被合併法人の同法57条2項に規定する未処理欠損金を原告の連結欠損金額とみなし、同法81条の9第1項の規定を適用して当該連結欠損金額に相当する金額を損金の額に算入したことは、同法132条の2に規定する「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に該当するか。	29/3	3	小崎訟務官 吉留専門官	東京地方3		R3.4.30															
大阪	所得税		国(西宮税務署長事務承継者戸座税務署長)	完結	司法修習生が最高裁判所から支給を受けた基本給付金は所得税法第9条第1項第15号に規定する学資金に該当して非課税所得となるか	30	1	小谷訟務官 荒木実査官	大阪地方7		R3.5.11	R4.12.22	棄却	大阪高等7		R4.12.26	相手側	R5.7.26	棄却	最高二小		R5.8.4	相手側	R5.12.22	不受理	
広島	法人税		国(廿日市税務署長)	係属	地上権設定契約に基づく権利金5億円を所得金額に計上すべきか否か 権利金を計上しなかったことは、原告の隠蔽と評価すべき行為に該当するか否か	30/3	2	村岡訟務官 赤代専門官 山口実査官 高橋実査官	広島地方2		R3.5.31	R5.7.31	棄却	広島高等3		R5.8.7	相手側									
熊本	所得税		国(菊池税務署長)	係属	更正の請求について、更正すべき理由が認められるか否か(本人訴訟)。	25	1	矢上訟務官 尾野実査官	熊本地方2		R3.6.2															
東京	消費税		国(本所税務署長)	完結	課税仕入れのうち、住宅用に賃貸されている販売用建物の購入は、消費税法30条2項(仕入れに係る消費税額の控除)の適用に当たり、「課税資産の譲渡等」のみ要するものと「課税資産の譲渡等」とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」のいずれに該当するか。	27/4 ~ 30/4	1	高橋訟務官 竹本実査官	東京地方3		R3.6.8	R5.9.29	棄却													
東京	法人税		国(横須賀税務署長)	係属	1 相手側の役員が負った第三者に対する損害賠償金等は、本件各事業年度の法人税の所得金額の計算上損金の額に算入されるか否か。 2 上記損害賠償金に係る訴訟費用(弁護士費用)は、本件各課税期間の消費税の課税仕入れに係る支払対価の額に算入されるか否か。 3 上記損害賠償金等について、相手側に源泉徴収義務があるか否か。(消費税)	26/9、 28/9	1	笹田訟務官 鈴木実査官	横浜地方1		R3.6.9															
福岡	法人税		国(行橋税務署長)	係属	青色申告承認取消処分の適法性(2期連続期限後申告となったことに納税者の責めに帰すべき事由があるか否か)	1/6	1	松隈訟務官 菊元実査官	福岡地方1		R3.6.25	R4.12.14	棄却	福岡高等4		R4.12.20	相手側	R5.6.30	棄却	福岡高等4		R5.7.11	相手側			
東京	消費税		国(芝税務署長)	完結	課税仕入れのうち、住宅用に賃貸されている販売用建物の購入は、消費税法30条2項(仕入れに係る消費税額の控除)の適用に当たり、「課税資産の譲渡等」のみ要するものと「課税資産の譲渡等」とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」のいずれに該当するか。	27/3~ 31/3	3	高橋訟務官 竹本実査官	東京地方51		R3.6.25	R5.8.22	却下棄却													
東京	所得税(源泉)		国(川崎南税務署長)	完結	相手側が非居住者等に支払った旅費等に相当する額は、国内源泉所得に該当し、その支払につき相手側に所得税法212条1項に規定する源泉徴収義務があるか否か。	27/2.7.1 0.11、 28/1~ 3.8.12、 29/6.9.1 2、 30/1.2.4、 6.7.9.10	1	木村主任訟務官 松永実査官	東京地方3		R3.7.7	R4.9.14	棄却	東京高等23		R4.9.29	相手側	R5.4.26	棄却							

































